

# 学童保育の安全対策・危機管理

～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き～

2006年7月

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

E-メール [zghrk@xui.biglobe.ne.jp](mailto:zghrk@xui.biglobe.ne.jp)

## はじめに

学童保育は、現在、施設数約1万6000か所になりました。入所児童数約68万人、指導員も約5万6000人と、地域の子育ての施設として、小学校、保育園、幼稚園などとともに地域の子育てに欠かせない施設となっています。今後も、共働き・一人親家庭の増加とともに、学童保育への入所を希望する家庭が増えていくことが確実です。

私たちは、国や地方自治体に学童保育の条件整備を求めるとともに、保護者と指導員が協力して、子どもたちに安全で安心できる継続した毎日の生活が保障されるよう努力を重ねてきました。

しかし、まだまだ条件整備は遅れています。そのうえ急激な大規模化の進行や、指導員のローテーション化など、最低限の安全すら守れないような事態も生まれています。

私たちは、安全対策・危機管理が徹底できるような条件整備を国と地方自治体に要望するとともに、私たちが（運営主体・保護者・指導員）がしなければならない課題も明らかにして、子どもたちの安全・安心な学童保育を確実に保障していきたいと思えます。

厚生労働省は、学童保育での子どもの安全対策の必要性から、「子どもの安全点検リスト」を作成し、自治体や学童保育に点検を促しています。このリストに載っている項目をしっかりと徹底しようと思えば、大規模の学童保育、非常勤・臨時職員だけの学童保育、専任がわずかでローテーションで運営している学童保育などでは、とうていできないことは明白です。

点検リストの項目は、それ自体必要なものですが、その項目を実施する体制がなければ不可能なことを現場に押しつけるだけのものになってしまいます。点検リストに基づく安全対策を徹底できるよう、国や地方自治体は本腰をいれて私たちが求めてきた学童保育の条件整備を図る必要があります。

私たちは、それぞれの地域や地方自治体で「安全対策・危機管理マニュアル」など作成する場合に、どのような項目が、どのような視点から整備される必要があるのかを考える手引きとして「学童保育の安全対策・危機管理～『安全対策・危機管理の指針』づくりの手引き～」をまとめました。それぞれの地域・自治体・学童保育が、作成（すでにあるところでは見直し）にあたって参考にさせていただくことをお願いいたします。

## 学童保育の安全対策・危機管理を整備するうえで考えたいこと

### (1) 学童保育の役割をおさえることが必要です

学童保育には、共働き・一人親家庭などの小学生の放課後および土曜日や春・夏・冬休み等の学校休業日の生活を保障すること、そのことを通して親が働き続けることとその家族の生活を守るといった役割があります。

学童保育は働く親を持つ子どもたちの毎日の生活の場ですから、健康や安全の管理など養護を含めた基本的な生活が保障され、あわせて子どもの成長段階に見合った適切な指導・援助がおこなわれてはじめて、その役割を果たすことができます。

働く親を持つ子どもたちの生活の場として整備されているわけですから、何かあるとすぐに保護者を呼び出したり、閉鎖したりするわけにはいきません。指導員が保護者の代わりとなって子どもたちの安全を守る視点で考えられなければなりません。

### (2) 国や地方自治体は条件整備を図る責務があります。以下の項目に照らして条件整備を求めることが必要です。

学童保育は働くことと子育てすることを両立させるために必要な施設であり、保育所と同様にたいへん公共性の高い施設です。必要な地域すべてに学童保育を設置し、子どもたちの毎日の生活が安定して保障されるよう条件整備を図ることが、国や地方自治体の責務です。

安全対策・危機管理も、この視点から、国や自治体がどのようにそれを保障しようとしているのかを確かめ、保障を求めることが必要です。それぞれの自治体毎に学童保育の安全対策・危機管理がどのような方針と手だての元に計画されているのか（方針や計画がない場合はつくらせることが必要）を確かめましょう。

条件整備として必要なことは、提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」などで私たちが明らかにしてきた内容が基本となりますが、特に「安全対策・危機管理」に直接関わってくる条件整備が必要なことは次の点です。

必要とする子どもたちすべてが小学校区内の学童保育に入所できるよう整備すること

学童保育がなければ放課後の生活の安全は守れません。学童保育のない校区に早急に整備する必要があります。また、校区にないために他校区に通っていることも、安全面から考えても早急に解決しなければなりません。校区にあっても入れないで待機児童となれば、それだけでも安全上からたいへんな問題です。なんとしても待機児童を出さないように整備する必要があります。

適正規模の学童保育を整備すること

適正規模は、1学童保育の児童数の上限は40人とする。40人を超えたら大規模化するのではなく2か所目を設置するとしています。大規模学童保育では安全対策に限界があります。

保育時間は親の労働時間・通勤時間に見合っ設定されること

帰宅時の安全を考えて保護者のお迎えを義務づけたり、協力を要請する自治体が増えてい

ます。そうであれば、お迎えに行ける時間まで開設することは必要です。また、夏休み等の一日保育の場合も、保護者の出勤時刻に見合っけて開設する必要があります。

#### 安全で生活の場にふさわしい施設・設備を整備すること

耐震構造・防火対策・防犯対策など安全な施設・設備を整備すると同時に、広さを確保し、子どもの生活を保障できる内容をもった設備が危険のないように整備することが必要です。

指導員は専任・常勤・常時複数配置すること。児童数に見合った指導員配置とすること  
子どもの安全対策・危機管理は、現場で対応する指導員の肩に大きくかかっています。

一人ひとりの子どもを的確に把握し、信頼関係を築くこと、日常的な安全指導、子どもが自分を守る力を育てる援助などは欠かせないことです。午後から勤務の非常勤・臨時職員や、専任がわずかでローテーション体制であったり、ましてや他の事業と兼任などでは子どもの安全は守れません。「児童数30人までは2人以上、40人までを3人以上」という配置人数も必要です。

指導員は研修を積み重ねて、子どもを守る専門家でなければなりません。公的な資格制度をつくることによって、安定的・継続的に学童保育の安全対策・危機管理をすることができます。

#### 保護者・保護者会の協力・連携を図ること

安全対策に関しては保護者や保護者会（父母会）との連携・協力が絶対に必要です。保護者と十分に話し合い、協力・連携を図ることが必要です。保護者と地域のつながりも大切なことですから、行政としても援助していく仕組みが必要です。

#### 地域の関係する機関・施設との協力・連携の仕組みをつくること

安全・安心な地域づくり、防犯体制、連絡体制など、学童保育も地域の重要な子育ての施設として協力・連携・援助の仕組みをつくる必要があります。特に、民間運営の学童保育がその仕組みからはずされることがないように、運営主体を問わずに整備される必要があります。

### (3) 運営主体や指導員、保護者としての課題も考えましょう

前項の(2)でふれたように、国や地方自治体は条件整備を図る責務があります。一方、子どもの安全対策・危機管理は、日常的に学童保育で対応しなければならない課題です。

運営主体として考えて実行しなければならないこと、指導員として日常的に対応しなければならないこと、保護者として学童保育や指導員と協力しながら取り組むこと、また、家庭で対応しなければならないことは、それぞれの立場での努力が求められます。

予防的なこと、事故や事件が起きたときの対処、緊急時の対応のルール作りとその周知徹底など、運営主体が指導員や保護者に周知したり、父母会・保護者会で確認したりすることもたくさんあります。

具体的には、別表「安全対策・危機管理点検リスト」の項目も参考にしながら、どのようなことが安全対策・危機管理として必要なのかを確かめ、必要な手だてをとりましょう。

#### (4) 子どもたちの安全を守るまちづくりという視野でも考えましょう

子どもたちの安全は学童保育だけで守られるものではありません。また、地域がいつも全面的な不安を抱えていれば、子どもたちが「地域で育つ」ようにはなりません。保護者のお迎えや大人の付き添いによって守られることはあっても、子どもだけで歩くことが危険な地域をそのままにしているのは、子どもたちの成長にとっては良いことではないでしょう。

地域が、さまざまな人たちのつながりや努力によって「安全に生活できる」ようになることが必要です。私たちも、安全・安心な街づくり・地域づくりの視点で、住民としてできることに取り組んでいくことが必要です。

特に、学童保育も保護者は昼間働いていることで地域の関わりが薄くなることもあります。が、「地域の人たちにわが子は守られている・育てられている」ことを理解し、できるだけ地域の一員としての生活・かかわりを大事にしていきましょう。

< 参考資料 > 以下の参考資料もぜひお読みください。

『テキスト 指導員の仕事』（全国学童保育連絡協議会）

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」（全国学童保育連絡協議会）

「児童福祉施設などにおける児童の安全の確保について」（2001年、厚生労働省通知）

「放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（2005年12月 厚生労働省育成環境課通知）

【共通事項】すべての分野において、行政・運営主体がそれぞれに子どもたちの安全に関して、方針・指針・マニュアルを持つことが必要です。また、運営主体が、施設・設備を整備すること、指導員を専任・常勤・常時複数配置すること、児童数に見合った指導員配置とすること、指導員と保護者の連絡を密にすること、行政が、その条件整備を図ることなども、必要です。そして、指導員同士の綿密な打ち合わせ・協力体制、子どもたちと生活を作っていくこと、保護者との合意・連携が必要です。

日常の安全その1		
	学童保育の生活のなかでの安全	感染症・その他の健康管理
行政・予防対策	安全を管理するあまり、学童保育からの外出などを禁止しない。必要な手だてをとることで、豊かな活動を保障する。 消防署・近隣の病院との連携を図る 障害保険・損害賠償保険への加入を呼びかける 応急処置・救急法の訓練・研修を主催する 安全な遊び場を確保 施設の近くに標識・表示を設置	食中毒など懸念するあまり、おやつ作り・昼食作りなどを禁止しない。必要な手だてをとることで、豊かな活動を保障する 消防署・近隣の病院との連携を図る 指導員の健康診断・保菌検査を行う 応急処置・救急法の訓練・研修を主催する
発生時	発生原因の追求・改善措置への条件整備	発生原因の追求・改善措置への条件整備
運営主体・予防対策	安全な施設・設備の整備、救急用品を備える 消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成、保護者の連絡先を把握 保護者・指導員と確認・合意 事故やケガが起きたときの対処方法 指導員の役割・仕事を明確にしておく。指導員に、応急処置・救急法の訓練・研修を受けさせる 障害保険・損害賠償保険へ加入してもらう 学童保育からの外出は、子どもたちとのルールの確認など必要な手だてを取ることで対応し、豊かな活動を保障する	学童保育の役割として、学級閉鎖などの場合も学童保育は開所することが大前提 衛生的な施設・設備の整備、救急用品を備える 指導員の役割・仕事を明らかにする。指導員に、応急処置・救急法の訓練・研修を受けさせる 消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成、保護者の連絡先を把握 保護者・指導員と確認・合意 病気になったときの対処方法 健康保険証のコピー提出してもらう かかりつけの病院名を把握しておく おやつ作り・昼食作りは、衛生管理の徹底など必要な手だてを取ることで対応し、豊かな活動を保障する
発生時	場合によって、指導員からの報告を受けて、状況の確認・記録 保護者への説明・対応 発生原因の追求・改善措置	場合によって、指導員からの報告を受けて、状況の確認・記録 保護者への説明・対応 発生原因の追求・改善措置
学童保育・指導員・予防対策	日常的に、施設・備品・遊具の管理・点検・清掃・整理整頓・配置を工夫する。救急用品の点検・補給 消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成・掲示、保護者の連絡先を常に最新の情報にしておくためのやり取り 保護者と確認・合意したことをスムーズに実行する 応急処置・救急法の訓練・研修を受ける 子どもたちへの安全指導 学童保育からの外出などに際して、子どもたちがルールを守るよう随時、指導する	日常的に、施設・備品などの衛生管理・そうじ・洗濯 救急用品の点検・補給 消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成・掲示、保護者の連絡先を常に最新の情報にしておくためのやり取り 保護者・指導員と確認・合意したことをスムーズに実行する 応急処置・救急法の訓練・研修を受ける 子どもたちへの指導。継続的な生活のなかで子どもたちの様子を見ながら、その日の体調を見る。アレルギー性疾患・気管支喘息・心臓・腎疾患糖尿病など既往疾患の把握、当日の気候条件など考慮した活動 健康保険証のコピー提出してもらう かかりつけの病院名を把握しておく おやつ作り・昼食作りなどに際して、衛生管理の徹底
発生時の対応	必要に応じて、ケガをした子どもへの迅速な対応。応急処置、場合によっては病院に連れて行く、救急車を呼ぶなど。 保護者への連絡・説明など、誠実な対応 状況の確認・記録、場合によって運営主体への報告	必要に応じて、具合が悪くなった子どもへの迅速な対応。応急処置、場合によっては病院に連れて行く、救急車を呼ぶなど。指導員が親に状況や容態を伝え、親の判断を得たうえで、学童保育で休ませるようにすることもある。 保護者への連絡・説明など、誠実な対応 状況の確認・記録、場合によって運営主体への報告

日常の安全その2

	防犯(不審者の侵入防止)	学童保育への来所、帰宅時
行政・予防対策	<p>関係機関・団体との連携を図る。行政や警察からのオンライン情報網の構築・緊急情報を受けての対応。近隣の学童保育との情報交換の体制づくり</p> <p>不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備</p> <p>不審者が立ち入った場合の対処方法・体制整備</p>	<p>保護者のお迎えを必須にするのであれば、開設時間の延長などの配慮</p> <p>子どもたちが帰宅するまでの時間は、指導員が学童保育にすることが大前提</p> <p>関係機関・団体との連携を図る</p> <p>児童の安全に関する研修を主催する</p> <p>「子ども110番の家」などの取り組み</p> <p>「地域安全マップ」などの取り組み</p> <p>他団体に協力をお願いして見守り活動・児童の送迎</p> <p>不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備</p>
発生時	再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備	再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備
運営主体・予防対策	<p>施設・設備の整備、避難経路の確保(非常口)、外部からの人の出入りを確認する。(施設外保育における安全確認)危険な場所、設備等を把握</p> <p>保護者・指導員と確認・合意</p> <p>非常時・警戒時の帰宅方法確認。万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知する</p> <p>指導員の役割・仕事を明確にしておく。避難訓練等を実施する。安全管理に関し、指導員の共通理解を図る。指導員内の役割分担・連携のもと事故防止にあたらせる</p> <p>不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備</p> <p>不審者が立ち入った場合の対処方法・体制整備</p>	<p>保護者のお迎えを必須にするのであれば、開設時間の延長などの配慮</p> <p>子どもたちが帰宅するまでの時間は、指導員が学童保育にすることが大前提</p> <p>児童の安全に関する研修会などに積極的に参加する。</p> <p>関係機関・団体との連携を図る</p> <p>とくに学校との連携</p> <p>登下校時の見回り・見守り</p> <p>不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備</p> <p>緊急時に、適切な対応ができるような体制づくり</p>
発生時	<p>指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応</p> <p>再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる</p>	<p>指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応</p> <p>再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる</p>
学童保育・指導員・予防対策	<p>日常的に、施設・設備の管理・点検・改善措置。避難経路の確保(非常口)</p> <p>保護者・指導員と確認・合意</p> <p>非常時・警戒時の帰宅方法確認。万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を指導員に周知する</p> <p>安全管理に関し、指導員の共通理解を図る。指導員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたる。指導員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意する。避難訓練等を実施する。</p> <p>子どもたちへの防犯指導</p> <p>来訪者への対応・チェック。周りをうろつく不審な部外者に対する声かけ</p>	<p>保護者のお迎えを必須にするのであれば、開設時間の延長などの配慮</p> <p>子どもたちが帰宅するまでの時間は、指導員が学童保育にすることが大前提</p> <p>指導員が子どもたちと一緒に通所経路を歩きながら、経路の確認と安全点検を行う。指導員が子どもたちと一緒に「子ども110番の家」などを実際に訪問</p> <p>関係機関・団体との連携を図る。学校と連携して、子どもたちの下校時刻の把握</p> <p>児童の安全に関する研修会などに積極的に参加する。</p> <p>子どもたちへの防犯指導・交通安全指導。集団での帰宅を促す。「お帰り班」の編成。出欠席の確認。早帰り、お迎えなどの確認。付き添い。登下校時の見回り・見守り</p>
発生時の対応	<p>子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断(複数で対応、退去するよう説得、子どもから隔離、110番通報、大声・笛(ホイッスル)で応援を求める、椅子などで防御しつつ移動)</p> <p>状況の確認・記録、運営主体への報告</p>	<p>子どもから、あるいは地域の方からの第一報を受けて、必要な対応を瞬時に判断する</p> <p>指導員内の役割分担・連携</p> <p>状況の確認・記録、運営主体への報告</p>
	参考資料: 『児童福祉施設等における児童の安全の確保について』通知	参考資料: 『放課後児童クラブへの児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて』

災害時の安全			
	ある程度予測が可能	予測は不能	
		火災は防ぐことができる。「防火に勝る消火なし」	
	災害【台風・大雪・落雷・雪落下】	災害【地震】	災害【火災】
行政・予防対策	落雷に関しては、対処方法について研修を主催する 注意報・警報発令時の対処方法・体制整備 災害発生時の対処方法・体制整備	行政主催の避難訓練を実施する。 災害発生時の対処方法・体制整備	消火器など、防災設備の使用方法について研修を主催する 災害発生時の対処方法・体制整備
発生時	被害復旧・再発防止・被害を最小限にいくいとめるための手だてへの条件整備	被害復旧・再発防止・被害を最小限にいくいとめるための手だてへの条件整備	原因究明を義務づける 被害復旧・再発防止・被害を最小限にいくいとめるための手だてへの条件整備
運営主体・予防対策	学童保育の役割として、臨時休校などの場合も学童保育は開所することが大前提。朝から臨時休校の場合、学童保育の実情にあわせて、対処方法を事前に取り決めておく 施設・設備の整備、消火器など防災設備の設置、避難経路の確保(非常口) 保護者との合意・周知 災害時の避難場所・引渡しの確認 臨時休校時の学童保育の対応 注意報・警報発令時や災害発生時に、保護者に迅速に連絡できるよう連絡網の確立・連絡方法を複数持つ。連絡手段がまったくなくなる場合も考慮しておく 避難訓練等を実施する。落雷に関しては、対処方法について研修を受けさせる	学童保育の役割として、臨時休校などの場合も学童保育は開所することが大前提 施設・設備の整備、消火器など防災設備の設置、避難経路の確保(非常口)、耐震構造 保護者との合意・周知 災害時の避難場所・引渡しの確認。 授業中に災害が起こった場合、保育中に災害が起こった場合など、それぞれの対処方法、また保護者への連絡方法など 災害発生時に、保護者に迅速に連絡できるよう連絡方法を複数持つ。連絡手段がまったくなくなる場合も考慮しておく 避難訓練等を実施する。	学童保育の役割として、臨時休校などの場合も学童保育は開所することが大前提 施設・設備の整備、消火器など防災設備の設置、避難経路の確保(非常口)、防火対策が施された建物 保護者との合意・周知 災害時の避難場所・引渡しの確認。 授業中に災害が起こった場合、保育中に災害が起こった場合など、それぞれの対処方法、また保護者への連絡方法など 災害発生時に、保護者に迅速に連絡できるよう連絡方法を複数持つ。 避難訓練等を実施する。
発生時	被害復旧 指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応 再発防止・被害を最小限にいくいとめるための手だてを講じる	被害復旧。災害翌日からの学童保育開所 指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応 再発防止・被害を最小限にいくいとめるための手だてを講じる	被害復旧。災害翌日からの学童保育開所 指導員からの報告を受けて、人的・施設設備・物品などの被害調査。原因究明 保護者への説明・対応 再発防止・被害を最小限にいくいとめるための手だてを講じる
学童保育・指導員・予防対策	日常的に、落下・破損・倒壊防止のために、施設・設備の管理・点検・改善措置 避難訓練等を実施する。落雷に関しては、対処方法について研修を受ける	日常的に、落下・破損・倒壊防止のために、施設・設備の管理・点検・改善措置。消火器など防災設備の点検。避難経路の確保(非常口) 避難訓練等を実施する。	日常的に、落下・破損・倒壊防止のために、施設・設備の管理・点検・改善措置。消火器など防災設備の点検。避難経路の確保(非常口) 避難訓練等を実施する。 調理などの火を使う場合は十分注意する。また漏電・放火・子どもの火遊びなど、予期せぬ火災についても、予防対策をする
発生時の対応	子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断する 指導員内の役割分担・連携 子どもの安全に責任を持って、確実に保護者へ引き渡す 状況の確認・記録、運営主体への報告	子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断する 指導員内の役割分担・連携 子どもの安全に責任を持って、確実に保護者へ引き渡す 状況の確認・記録、運営主体への報告	子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断する 指導員内の役割分担・連携(火災の内容によっては初期消火、避難・人員確認、負傷者救出、119番通報、消火活動) 子どもの安全に責任を持って、確実に保護者へ引き渡す 状況の確認・記録、運営主体への報告